第2 火気設備等に係る届出の審査要領及び審査項目

1 審査要領

火気設備等に関する法令等の規定によるほか第3章の技術基準等に照らし、審査すること。

2 審査項目

別記のとおり

別記

条例に定める火気設備等の位置、構造及び管理の基準の審査項目

審査項目	審査事項	条例	条 則	告 示
炉	炉が、位置、構造及び管理	条例3	条則2の2	施行規程6の5
	の基準に適合しているか。	条例 22 の 2	条則3①②	離隔距離基準
			条則3の2	
			条則3の3	
			条則3の4	
			条則3の5	
			条則3の6	
厨房設備	厨房設備が、位置、構造及	条例3 (①八~九の	条則2の2	施行規程6の5
	び管理の基準に適合している	二、十一、②を除	条則323	離隔距離基準
	か。	⟨。)	条則3の2	
		条例3の2	条則3の3	
		条例 22 の 2	条則3の4	
			条則3の5	
			条則3の6	
ボイラー	ボイラーが、位置、構造及	条例3(①八~十一、	条則2の2	施行規程6の5
	び管理の基準に適合している	②を除く。)	条則3②	離隔距離基準
	か。	条例4	条則3の2	
		条例 22 の 2	条則3の3	
			条則3の4	
			条則3の5	
			条則3の6	
壁付暖炉	壁付暖炉が、位置、構造及	条例3(①一、七~	条則3①②	
	び管理の基準に適合している	+、+二の二、②	条則3の2	
	か。	を除く。)	条則3の4	
		条例 6		
		条例 22 の 2		
温風暖房機	温風暖房機が、位置、構造	条例3①一~七、	条則2の2	施行規程6の5
	及び管理の基準に適合してい	+~二+	条則3①②	離隔距離基準
	るか。	条例3③	条則3の2	
		条例6の2	条則3の3	
		条例 22 の 2	条則3の4	
			条則3の5	
			条則3の6	

審査項目	審査事項	条例	条則	告 示
ヒートポンプ冷暖 房機	ヒートポンプ冷暖房機が、位置、構造及び管理の基準に適合 しているか。	条例3①一~七、 十、十二の二、 十三、十四、 十六~二十 条例3③ 条例6の3 条例22の2	条則3の2 条則3の3 条則3の4	施行規程6の5 離隔距離基準
乾燥設備	乾燥設備が、位置、構造及び 管理の基準に適合しているか。	条例3(①八~十、 ②を除く。) 条例7 条例22の2	条則2の2 条則3①② 条則3の2 条則3の3 条則3の4 条則3の5 条則3の6	施行規程6の5 離隔距離基準
サウナ設備	サウナ設備が、位置、構造及 び管理の基準に適合している か。	条例3①一~七、 十、十一、十二 の二、十四~十 五、十七~二十 条例3③ 条例7①一 条例7の2 条例7の2	条則2の2 条則3① 条則3の2 条則3の3 条則3の4 条則5①	施行規程6の5 離隔距離基準
給湯湯沸設備	給湯湯沸設備(簡易湯沸設備 以外の湯沸設備をいう。)が、 位置、構造及び管理の基準に適 合しているか。	条例3①一~七、 十二~十五、 十七~二十 条例3③ 条例8の2 条例22の2	条則2の2 条則3② 条則3の2 条則3の3 条則3の4 条則3の5 条則3の6	施行規程6の5 離隔距離基準
燃料電池発電設備	1 屋内に設ける燃料電池発電 設備(固体高分子型燃料電 池、リン酸型燃料電池、溶融 炭酸塩型燃料電池又は固体酸 化物型燃料電池による発電設 備であって火を使用するもの に限る。条例第8条の3第2 項に定めるものを除く。) が、位置、構造及び管理の基 準に適合しているか。	条例3①一(イ、 ロ、条則2の2 を除く。)~ 三、四、七、 十二の三~ 十四(ロを除 く。)、十四の 二(ロ~トを除 く。) 条例8の3①⑤ 条例11①④ 条例12①一、三 条例22の2	条則3の2 条則3の5 条則3の6 条則4 条則4の2 条則5①	施行規程6の5 離隔距離基準

審査項目	審査事項	条例	条 則	告 示
	2 屋外に設ける燃料電池発電 設備(固体高分子型燃料電 池、リン酸型燃料電池又は溶 融炭酸塩型燃料電池による発 電設備であって火を使用する ものに限る。条例第8条の3 第4項に定めるものを除く。) が、位置、構造及び管理の基 準に適合しているか。	条例3①一(イ、 ロ、条則2の2 を除く。)~ 二、四、七、 十二の三~ 十四(ロを除 く。)、十四の 二(ハ~トを除 く。) 条例8の3③⑤ 条例11①五~十 条例12①④ 条例12①一、三 条例22の2	条則3の5 条則3の6 条則4 条則4の2 条則5①	施行規程6の5離隔距離基準
火花を生ずる設 備	火花を生ずる設備が、位置、 構造及び管理の基準に適合して いるか。	条例 10 条例 22 の 2		
放電加工機	放電加工機が位置、構造及び 管理の基準に適合しているか。	条例 3 ①六、十三ハ 条例 10(二を除く。) 条例 10 の 2 条例 22 の 2		
変電設備	高圧又は特別高圧の変電設備 (全出力 20kW以下のものを除 く。)が、位置、構造及び管理 の基準に適合しているか。	条例 11 条例 22 の 2	条則4 条則4の2 条則5①	キュービクル基準
急速充電設備	急速充電設備(全出力 20kW 以下のものを除く。)が、位置、 構造及び管理の基準に適合しているか。	条例 11①二、五、 八、九、② 条例 11 の 2 条例 22 の 2	条則4の2 条則5①	施行規程6の5の2 延焼防止措置基準
内燃機関を原動 力とする発電設備	内燃機関を原動力とする発電 設備(条例第12条第3項に定め るものを除く。)が、位置、構 造及び管理の基準に適合してい るか。	条例3①十三、十四 条例11 条例12①② 条例22の2	条則4 条則4の2 条則5①	キュービクル基準
蓄電池設備	蓄電池設備(定格容量と電槽の積の合計が4,800Ahセル未満のものを除く。)が、位置、構造及び管理の基準に適合しているか。	条例 11 (①二を除 く。) 条例 13 条例 22 の 2	条則4 条則4の2 条則4の3 条則5①	キュービクル基準
ネオン管灯設備	ネオン管灯設備(設備容量2 kVA以上のものに限る。) が、位置、構造及び管理の基準 に適合しているか。	条例 11①九 条例 14 条例 22 の 2	条則4の2	
水素ガスを充て んする気球	水素ガスを充てんする気球が 位置、構造及び管理の基準に適 合しているか。	条例 17 条例 22 の 2	条則 5 ① 条則 6	

凡例

離隔距離基準・・・対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準(平成 14 年消防庁告示第 1 号) キュービクル基準・・・キュービクル式変電設備等の基準(昭和 50 年東京消防庁告示第 11 号)